

3. 提言

本節では、諸外国調査・分析及び考察を踏まえ、我が国における炭素税の将来像について、提言を整理する。まず、2.1 で整理した論点に沿って、東京都税制調査会「環境関連税制に関する分科会」において得られた委員の意見及び平成 29 年度東京都税制調査会答申内容を整理し、それらを基に我が国における炭素税の将来像について、提言を記載する。

3.1 調査・分析結果に対する有識者の意見

I～IIの調査・分析結果及び前節の考察について、有識者（環境関連税制に関する分科会委員）から得られた意見と、対応する論点（表 III-3 参照）を以下に整理する。特に提言の作成に資する部分に下線を引いている。

表 III-9 我が国における炭素税の将来像に関する有識者意見

番号	意見	対応する論点
①	既存税の課税ベースを炭素ベース化するという手法を使っていくことも十分考慮し得る。	1. 課税の仕組みについて
②	諸外国、特にスウェーデンの現行税率とフランスの 2030 年税率は非常に高い。 <u>排出削減目標から逆算して設定</u> することは経済学的にも理想とされるが、なかなか実際に行うことは難しい。	2. 税率について
③	一人当たりエネルギー税収の推移をみると、日本とそれ以外の国の違いを明瞭に表しており、炭素価格を強化している傾向は、この指標で見てもよいのではないかと。 <u>税率をコンスタントに引き上げることができていないので、税収が伸びない。</u>	2. 税率について
④	日本はとにかく財政再建に向けて税収が必要で、一方で排出削減を進めることも必要。 <u>高い税率の炭素税をかけ、税収の一部は排出削減に使うとしても、特別会計で抱えきれない分は一般財源化し、それでも足りない分（社会保障支出等）を消費税の増税で賄うようなシナリオが一つの理想。</u>	2. 税率について 3. 税収について
⑤	高い税を課す一方で、他の税の減税や企業の雇用に係る負担を軽減している。加えて、産業以外に高い税を課し、産業は減免をすることで、 <u>国際競争にさらされる大規模産業は負担を抑えながら、それ以外のセクターを炭素税でカバーして減らしていくという方法で、排出量取引と組み合わせて実施している。</u>	3. 税収について 4. 配慮措置について
⑥	炭素税は理想的には上流でまんべんなく課税することが望ましいが、合意のために、各種配慮措置が取られている。スウェーデンのような 1990 年代の導入事例では、他国が炭素価格を導入していない中で高い税率をかけることが難しかったが、近年は世界的な潮流の下で炭素税率を引き上げている。加えて、日本政府としては財政再建が必要であるが、産業界は、払った税を財政再建に使うことは納得しないかもしれない。しかし、国際的な潮流が変化の中で、配慮措置の必要性についても状況が変わっている。 <u>状況の変化に応じて、フェーズを変えて実施していく必要がある。</u>	4. 配慮措置について 5. 合意形成手法について

①については、フランスに見られるように、既存のエネルギー税（内国消費税）を炭素比例に組み替えることで、家計や企業への過度な負担を抑えつつ、より排出の少ない燃料への転

換を促し、排出削減を進めている事例があった。日本には上流で全燃料に対し課税される石油石炭税(固有単位当たりの課税)が既に課税されており、その上乗せ税率として炭素比例の温対税が導入されている上に、中流・下流において個別燃料に対する複数の税が存在する複雑な仕組みとなっている。このような状況において、まず第 1 段階として石油石炭税の本則税率部分を炭素比例に組み替えることで、排出削減が促される可能性がある点を指摘している。

②については、日本では 2030 年度に 2013 年度比 26%削減、2050 年に 80%削減という目標を策定しているため、スウェーデンやフランスの事例に倣い、削減目標達成のために必要な価格水準を推計することで、望ましい価格水準を把握することが可能となる点を指摘している。

③については、一人当たりエネルギー関連税収をカーボンプライシング施策の強度の指標とし、税率を段階的・長期的に引き上げていくことで税収を確実に引き上げ、この指標を確実に改善することを目標とすることが有力である点を指摘している。

④については、すべての税収を特別会計に固定するのではなく、一部を特別会計(排出削減策等へ充当)、残りを一般会計とし、日本が抱える課題の解決に、幅広く活用すべき点を指摘している。

⑤については、各国の事例にも見られるように、減免措置等の配慮措置により国際競争にさらされる企業の負担軽減を図ることで、経済への負の影響に留意しつつ排出削減を進める工夫が講じられていた。日本では、産業界を中心に「カーボンプライシングは経済活力に負の影響を与える」との指摘がなされていることから、施策の導入に対する合意形成に向けて、必要に応じて産業の負担を軽減する配慮措置が必要である点を指摘している。

⑥については、スウェーデンなど北欧諸国で炭素税が導入された 1990 年代前半から現在に至るまで、カーボンプライシングを取り巻く世界の潮流は大きく変化しており、その変化に応じて税率の引上げ等が行われていたことを受け、日本においても、状況の変化に応じた柔軟な対応が必要となる点を指摘している。

以上が、調査・分析結果及び考察に対して有識者より得られた意見である。①及び②は、表 III-3 に示した論点の 1. 課税の仕組みに対応し、②、③、④は 2. 税率について、④、⑤は 3. 税収について、⑤、⑥は 4. 配慮措置について、⑥は 5. 合意形成手法に関連する指摘である。

3.2 平成 29 年度東京都税制調査会答申

次に、平成 29 年度の答申における温対税の課題に関する記載部分と対応する論点を以下に整理する。

表 III-10 平成 29 年度東京都税制調査会答申

番号	答申	対応する論点
①	温対税は、化石燃料の利用に対し、CO ₂ 排出量に応じて課されることから、排出抑制のインセンティブとなる面は認められるものの、 <u>現在の税率は CO₂ 排出量1トン当たり 289 円と、諸外国と比べ著しく低いため(カナダのブリティッシュ・コロンビア州は 2,730 円で日本の約9倍、フランスは 4,020 円で日本の約 14 倍、スウェーデンは 15,670 円で日本の約 54 倍、いずれも 2017 年3月時点)、実質的には排出抑制のインセンティブはあまり機能しておらず、事実上、財源調達機能しか果たしていない。</u>	2. 税率について
②	エネルギー起源 CO ₂ の排出を抑制していくためには、 <u>今後はより一層、化石燃料に対して、CO₂ 排出量に応じた税負担を求めていく必要がある。</u>	2. 税率について
③	地球温暖化対策という観点を重視すれば、 <u>次善の策としての現実的な課税方法は、温対税の更なる税率の上乗せが妥当である</u> と考える。	1. 課税の仕組みについて
④	更なる税率の上乗せを行う場合には、 <u>所得に対して逆進的であることに留意するとともに、社会・経済活動及び我が国における企業の国際競争力に影響を及ぼすとの意見を踏まえる必要がある。(中略)温対税の税率引上げに係る検討にあたっては、家計や企業の負担に十分配慮するとともに、社会的なコンセンサスを得る道筋を明らかにしていくことが重要である。</u>	4. 家計・企業への配慮措置について 5. 合意形成手法について
⑤	我が国の温対税の用途については、 <u>エネルギー起源 CO₂ 排出抑制対策に限定され、事実上の目的税に近いものとなっております、必ずしも使い勝手が良いとは言えない。そこで今後は、産業界の意向に配慮しつつ、用途について柔軟に捉えるべきである。</u>	3. 税収について
⑥	温対税の更なる税率の上乗せを行う場合には、 <u>国と地方で適切に税収を配分するなど、地方自治体の役割に見合った財源確保のあり方を検討する必要がある。</u>	3. 税収について
⑦	現行の温対税における地方への財源配分方法は、 <u>税収をエネルギー対策特別会計に繰り入れ、これを補助金として交付するものであるが、これでは地方自治体の自主性を発揮することは困難である。(中略)その用途は地方自治体の裁量に委ねることを検討するべき。</u>	3. 税収について

①及び②は、表 III-3 に示した論点の 2. 税率に対応し、③は 1. 課税の仕組み、④は 4. 配慮措置と合意形成手法、⑤、⑥、⑦は 3. 税収に関連する提言である。

前節の委員意見とこれらを踏まえ、我が国における炭素税の将来像についての提言を整理する。

3.3 我が国における炭素税の将来像についての提言

(1) 課税の仕組みについて

- 石油石炭税の本則部分の課税標準を固有単位当たりから CO2 排出量当たりに変更することは、一つの選択肢である
- 炭素税単体での施策を越えて、ポリシーミックスを実施するなど、CO2 を排出する行為に対し幅広く排出削減インセンティブを付与する方策について検討していくことが求められる

既存エネルギー税の炭素比例化

日本では既に全ての化石燃料に対し最上流で課税する石油石炭税及びその上乗せ税率である温対税、中流・下流以降で個別燃料に課税されるエネルギー税が複数存在する。以下の図 III-7 で顕著なように、日本の CO2 排出量 1 トン当たりのエネルギー税率は、ガソリンや軽油などの輸送用燃料で高く、重油、ガス、石炭といった産業用燃料で低く、炭素比例になっていない。

諸外国の事例を参照すると、例えばフランスでは、既存のエネルギー税(石油製品内国消費税等)を炭素税に組み替えた上で、税率を毎年引上げる仕組みを講じている。導入初年度の影響を軽減しつつ、確実に排出削減につなげる工夫である。

日本では、石油石炭税に加え、揮発油税や軽油引取税などの既存のエネルギー税が複数存在する複雑な仕組みとなっている上に、CO2 トン当たりの税率水準が 590 円/tCO2(石炭)～24,565 円/tCO2(ガソリン)と大きく異なり、短期的に全ての税を CO2 トン当たり一律の課税水準とすることは難しい。加えて、次頁の図 III-8 に示すように、石油石炭税の本則税率を CO2 トン当たり換算すると、石炭と原油の税率には 2 倍以上の差がある。そこで、まずは第 1 段階として、産業用燃料の低い税率を引上げるため、石油石炭税の本則部分の課税標準(次頁の図 III-7 の薄青色部分)を、固有単位当たりから炭素含有量当たり(CO2 排出量当たり)に変更することは、一つの選択肢となり得る。そうすることで、家計や産業のエネルギーコスト全体の急激な上昇を抑えつつ、より排出量の低い燃料へと転換するインセンティブを付与することが可能となる。なお、その際は、後述する(3) 税収について、(4) 家計・産業への配慮措置について、で示すとおり、エネルギー多消費型産業に過重な負担とならないよう配慮が求められる。

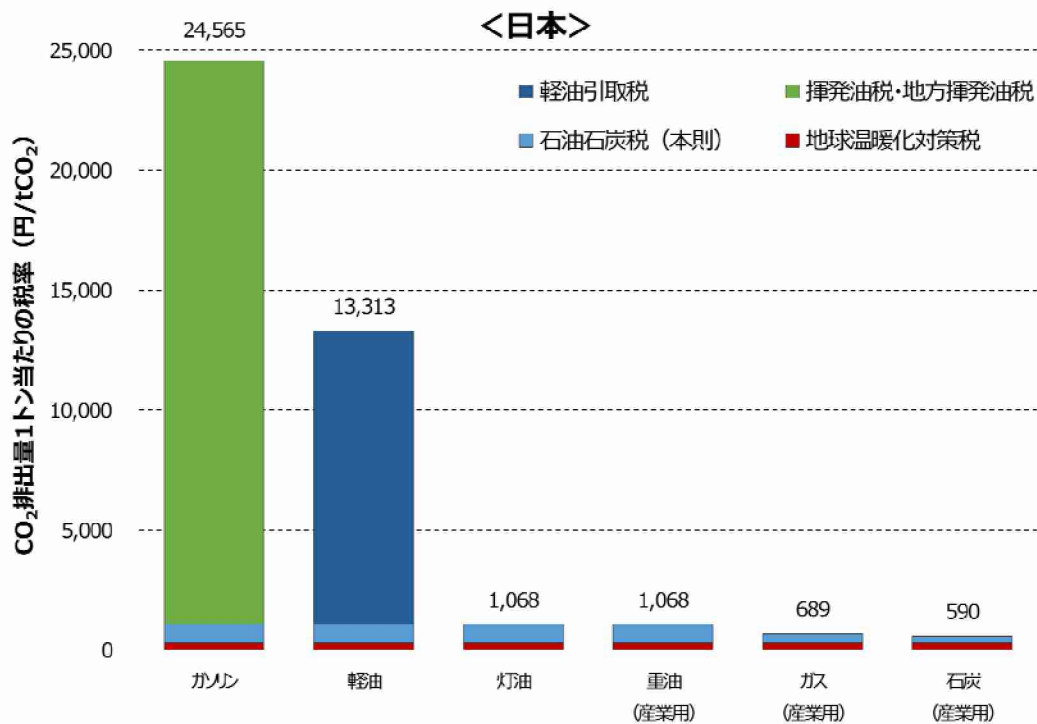


図 III-7 日本における燃料別の税率水準 (CO₂ 排出量 1 トン当たり)

(出典)みずほ情報総研作成。

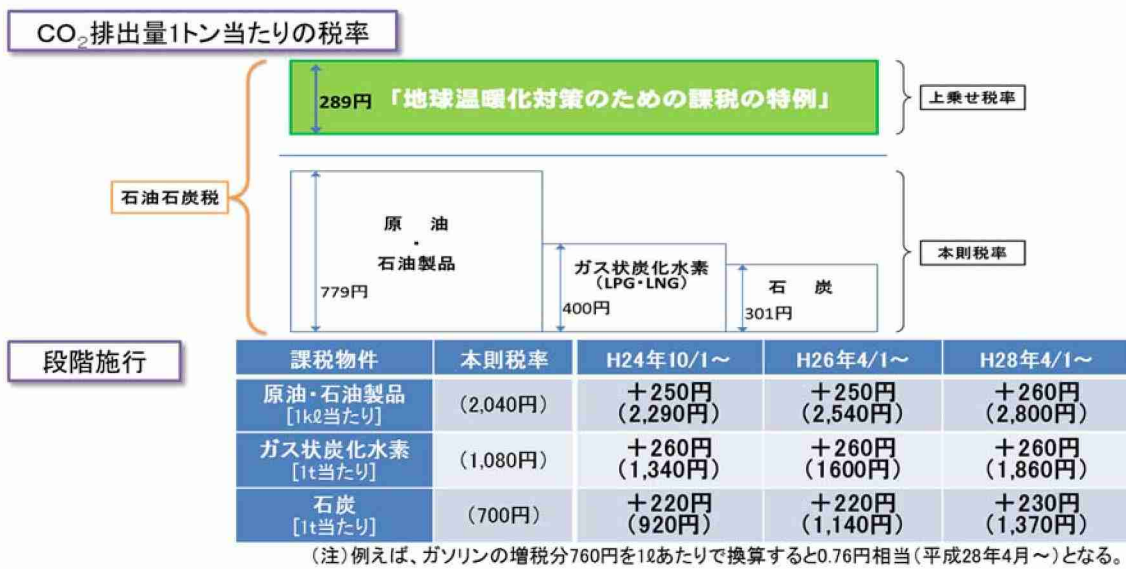


図 III-8 日本の石油石炭税及び地球温暖化対策税の税率

(出典)環境省(2016)税制全体のグリーン化推進検討会(第1回)資料3「国内外における税制のグリーン化に関する状況について」

幅広く CO2 排出削減インセンティブを付与する方策の必要性

日本を含む多くの炭素税導入国において、炭素税の課税対象は、輸送用や暖房用などの燃料用のエネルギーである。それ以外の、例えば、コークス製造用の原料炭、石油製品の製造に用いられるナフサといった原料用の化石燃料使用、あるいは、セメント製造の CO2 発生源である石灰石は、課税の対象外となっている。原料用の利用とは言え、例えば、原料炭から生産されるコークスは、鉄鉱石の還元工程において鉄鉱石中の酸素と結びつき、CO2 を排出する。ナフサはプラスチックの原料として利用されるが、ナフサの分解工程において発生するナフサ起源のガスはエネルギーとして利用され、CO2 を排出する。さらに、プラスチック製品は最終的には廃棄物として焼却され、製品に含有された炭素分も最終的には CO2 を排出する。このように、原料として扱われ免税措置の対象となっている化石燃料も、CO2 の排出源となっている。以下の図に示す日本のケースでは、産業部門の排出量の半分以上が全く課税されておらず、その部分の多くは、原料用エネルギーに対する免税措置に起因する。

一方、欧州やアルバータ州では、鉄鋼や化学産業のような大規模排出事業者は排出量取引制度の対象となっており、CO2 排出量に対する総量削減あるいは原単位削減を求めることで、炭素税が課税されない部分に対しても排出削減インセンティブが付与されている。また、BC 州は、可能な限り減免措置をなくすことで、幅広く価格インセンティブを付与する制度となっている。

日本でも、該当産業における国際競争力の問題に留意しつつ、炭素税単体での施策を超えて、複数の施策を組合わせたポリシーミックスの実施等を通じて、CO2 を排出する行為に対し幅広く排出削減インセンティブを付与する方策について検討していくことが求められる。

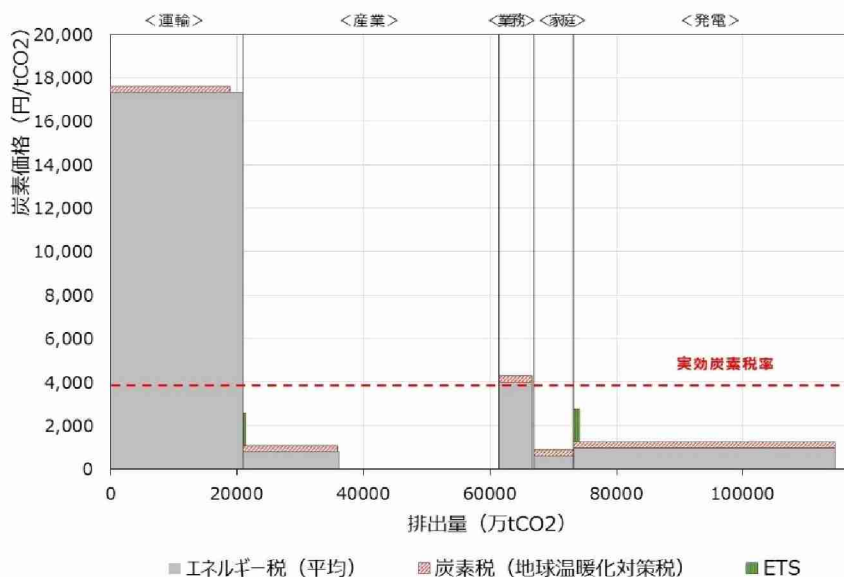


図 III-9 日本における部門ごとの実効炭素税率の水準

(出典)みずほ情報総研作成。

(2) 税率について

- ▶ 税率の設定に際しては、排出削減目標の達成に必要な価格水準を設定する、あるいは周辺国の価格水準を参考にするのも一つの手法
- ▶ 中長期的な税率の引上げ見通しを示すことは、人々の行動や投資を低炭素なオプションに転換させる上で有効。将来の炭素価格引上げの道筋を示すべき

課税水準

実効炭素税率の分析結果から、日本の炭素価格の水準は、諸外国と比較して低い実態が見て取れた。特に、炭素比例の税率は 289 円/tCO₂ と、著しく低い。

スウェーデンでは、世界最高水準である 119EUR/tCO₂(約 15,700 円)の炭素税率を課す一方で、産業に対しては軽減税率を設定していたが、2045 年カーボンニュートラルという排出削減目標の達成に向けて、この軽減率を段階的に縮小している。また、フランスでは、長期の排出削減目標の達成に必要な価格水準の試算結果に基づき、2030 年には 100EUR/tCO₂(約 13,200 円)とすることを発表している。さらに、カナダの BC 州では、周辺の国や州が実施する価格水準を鑑み、域内産業への過度な負担とならない水準(30CAD/tCO₂(約 2,700 円))が模索された。このように、諸外国では、排出削減目標の達成に必要な水準を設定するケース、あるいは他の国・地域の水準を参考にするケースが見られる。

日本における 2050 年の排出削減目標に対する温対税の寄与度をみると、価格水準が極めて低く、排出削減効果の多くは財源効果によるもので、価格効果の貢献はほぼゼロに等しい。世界でカーボンプライシングの導入が進み、北米の州や中国、韓国でも炭素価格が導入される中、それら他国の事例を参考にしつつ、日本の排出削減目標の達成に必要な価格水準を設定することが求められる。

税率の引上げ見通しの提示

次頁の図 III-10 は、日本及び諸外国における一人当たり CO₂ 排出量の推移を示したものである。これを見ると、スウェーデンやフランスが 1990 年代以降着実に一人当たり CO₂ 排出量を削減している中、日本では増加していることが分かる。加えて、次頁の図 III-11 は、日本及び諸外国における一人当たりエネルギー関連税収の推移を示したものである。これを見ると、諸外国が着実に炭素税を強化している中、日本だけが停滞していることが分かる。省エネや再エネの推進等によりエネルギー消費量が減少すること自体は望ましいことであるが、炭素税の税率引上げが行われていないため、税収が伸び悩んでいる点も日本の課題である。

諸外国では、炭素税を単に導入するだけでなく、導入時に短中期的な税率の引上げ見通しを提示したり、将来の長期的な引上げ見通しを提示したりしつつ、税率を確実に引上げてきた。特にフランスでは、導入時に 3 年先までの税率を提示し、さらに導入翌年の 2015 年には、2020 年、2030 年の長期の引上げ見通しを示し、企業や家計に対して、政府の方針を明確に示した。また、世界でカーボンプライシングの取組みを促す国際的な連携枠組みである

Carbon Pricing Leadership Coalition (CPLC)¹²⁰も、人々の行動や主要な投資を低炭素なオプションに転換させるために、信頼性の高い、今後数十年にわたる将来の炭素価格の道筋を示すべきと各国に提言しているところである。

今後、各国が炭素価格の導入や引上げを行う中で、日本においても、将来の炭素価格の見通しを明確に示し、価格インセンティブを付与することで、着実に排出削減を進めていくことが求められる。

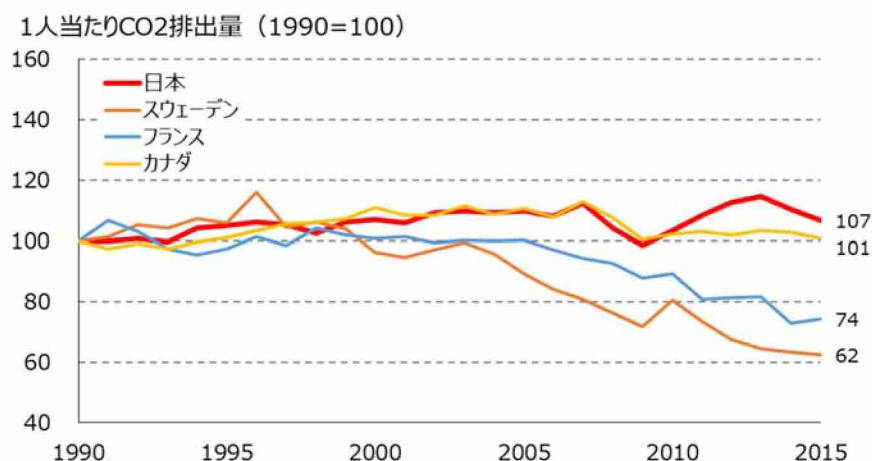


図 III-10 1人当たりCO2排出量の推移

(出典)IEA CO2 Emissions From Fuel Combustion 2017、UN World Population Prospects: The 2017 Revision 等より作成。

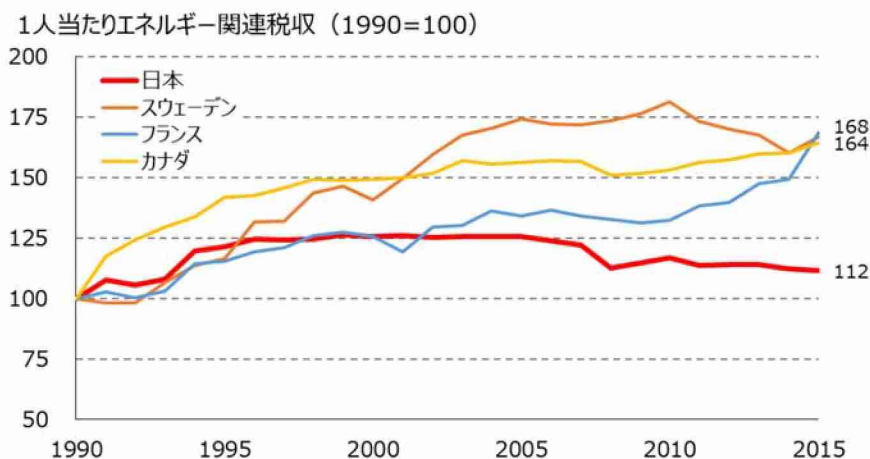


図 III-11 1人当たりエネルギー関連税収の推移

(出典)OECD Revenue Statistics、UN World Population Prospects: The 2017 Revision 等より作成。

¹²⁰ CPLC (2017) 「Report of the High-Level Commission on Carbon Prices」

(3) 税収について

- 既存の特別会計の枠組みは一定程度維持しつつ、炭素税の引上げにともなう増収分は一般会計化し、幅広い用途に活用できる仕組みとすべき
- 税収の一部を、企業の負担軽減(法人税の減税、社会保障負担の軽減等)及びイノベーションの促進(企業の研究開発支援等)に柔軟に活用すべき
- 地方自治体は、温室効果ガスの排出削減を着実に進めていく上で、執行面において重要な役割を担っている。税収の一部を地方自治体が主体的に活用できる仕組みとすべき

税収の幅広い用途への活用

日本の温対税の税収は 2,600 億円程度と試算されているが、今後新税の導入や継続的な税率の引上げを行う場合には、税収の増加が予想される。その際に税収の用途が重要となるが、現在、温対税の税収はすべて特別会計に入り、省エネ対策や再エネ普及支援等、用途が限定されている。

多くの国で、炭素税の税収が他税の減税や企業の雇用支援、研究開発支援等、各国の政治的な需要に応じて柔軟に活用されている実態が明らかとなった。アルバータ州は特別会計にすべて充当される日本型の仕組みであったが、実際の用途を紐解くと、家計への還付や企業の支援等、幅広い用途に活用されている。

現在の日本は莫大な財政赤字や社会保障負担の拡大などの諸課題に直面している。また、温暖化対策についても、より明確かつ長期的な視野での投資を促していくことが必要とされている。こうした状況も踏まえ、今後は既存の特別会計の枠組みは一定程度維持するとしても、必要な再編を行った上で、税率の引上げによる増収分については一般会計化し、幅広い用途に柔軟に活用することが可能な仕組みとしていくことが考えられる。

産業の負担軽減及びイノベーションの促進への活用

(1)や(2)で述べた高い価格水準の炭素税の実施は、特に CO2 排出量の多いエネルギー多消費産業にとって過剰な負担となるケースも考えられ、炭素税に対する受容性が低下する可能性が高い。すでに産業界を中心に、カーボンプライシング施策に対して、「経済活力に負の影響を与える」、「企業の研究開発の原資や、社会の低炭素化に向けた投資意欲を奪い、イノベーションを阻害する」といった根強い反対が示されており、現行の低い地球温暖化対策税に対しても、「廃止も含め抜本的に見直すべき」といった意見が出されているところである。日本でも、企業に対する省エネ・再エネの促進支援という形で税収を還流しているものの、より直接的な企業の負担軽減には活用されていない。

図 III-6 に示したように、諸外国が CO2 排出量を削減しながら GDP 成長を実現する一方で、日本のみが低い税率にもかかわらず GDP は停滞し CO2 削減も達成できていない。これらの背景や要因は多岐にわたるため、炭素税単独の効果を取り出すことは難しいが、各国の事例を見てみると、少なくとも税収の活用においては、経済への負の影響を軽減する努力がなさ

れていることがわかる。

炭素税に対する受容性を高めるためにも、例えば税収の一部を法人税の減税や社会保障負担の軽減、あるいは企業の研究開発支援などに、柔軟に活用することが求められる。

地方への配分

BOX9 に整理したように、日本では、地球温暖化対策計画において、「地方公共団体」の基本的役割として、「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」等が記載されているなど、地方自治体は、温室効果ガスの排出削減を着実に進めて行く上で、その執行面において、極めて重要な役割を担っている。しかし、現状では、温対税の税収の一部が地方自治体に配分されているものの、そのほとんどが補助事業であり、地方自治体が主体的かつ柔軟に活用できる仕組みとなっていない。加えて、各補助事業のうち「自治体」のみを対象とした予算額の合計は全体の 8.7%、事業対象の一部に自治体を含むものを合計しても 17.2%程度であり、配分の割合も非常に少ない¹²¹。

カナダでは、国の施策であっても、税収を各州の裁量とすることで、気候変動対策の実際の担い手である地方政府の財源確保に資する仕組みを採用する事例もみられた。

日本においても、気候変動対策を担う地方自治体が、創意工夫を凝らし、税収を活用できる使い勝手のよい仕組みとすることで、我が国全体としての排出削減を進めていくことが求められる。

表 III-11 各国の炭素税の税収使途

国名(税目)	税収使途
スウェーデン (CO2 税)	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計 労働税の負担軽減、低所得者層の負担軽減等
フランス (炭素税)	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計と特別会計の併用 (一般会計)競争力強化・雇用促進税額控除、交通インフラ資金調達庁の一部(特別会計)エネルギー移行のための特別会計に充当
カナダ BC 州 (炭素税)	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計 低所得者層の所得税減税、法人税減税、研究開発税控除等(税収中立)
カナダ AB 州 (炭素税)	<ul style="list-style-type: none"> 特別会計 中小企業の法人税減税、家計への還付、省エネ支援、研究開発支援等
日本 (地球温暖化対策税)	<ul style="list-style-type: none"> 特別会計 省エネ対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料クリーン化等のエネルギー起源 CO2 排出抑制

(出典)各国政府資料等よりみずほ情報総研作成。

¹²¹ 表 I-40 参照。

(4) 家計・産業への配慮措置について

- ▶ 炭素税による負の影響に対し、課税の仕組みや税率の設定、税収の活用等を駆使しつつ、変化する世界の情勢に応じ、適切な配慮措置を講じていくべき

(1)～(3)の論点に示すように、課税の仕組みや税率の設定方法、税収の活用等によって、家計や産業への負担を軽減する方法がある。産業界の反対意見に見られるように、国際貿易にさらされる企業にとっては、炭素価格の上昇により、国際競争力が低下する懸念がある。加えて、より炭素価格が低い国において生産が拡大し、排出量が増加する炭素リーケージのリスクについても、対応が求められている。また、炭素税は低所得者ほど負担が重くなる逆進性の問題があると指摘されている。

諸外国では、ポリシーミックスの活用により、例えば国際競争にさらされる産業を排出量取引制度(無償割当)の対象とし、それ以外の産業に対して高い価格水準を適用することで、国際競争力への懸念に対応しつつ、排出削減を進める工夫があった。加えて、国際的な潮流の変化に対応して、国際競争力や炭素リーケージへの対応策も変化してきた。1990年代の炭素税導入事例が少ないフェーズでは、低い税率を設定した上で、減免措置や軽減税率の適用、他税の負担軽減等を通じて配慮措置を講じてきた。2000年代後半以降、多くの国においてカーボンプライシングの導入や価格の上げが進んだフェーズにおいては、配慮措置の必要性は低下してきており、欧州においても、減免措置の縮小や無償割当の削減が行われている。

日本においても、国際競争力やリーケージの懸念、家計への負担増加の影響に対し、課税の仕組みや税率の設定、税収の活用等を駆使しつつ、変化する世界の情勢に対応した適切な配慮措置を講じていく必要がある。なお、家計に対する配慮措置については、所得水準に関わらずすべての世帯がCO₂を排出している点にも留意しつつ、炭素税だけでなく政策全体で議論をしていく必要がある。

(5) 合意形成手法について

- ▶ 幅広いステークホルダを巻き込み対話を重ねるとともに、政府が一貫した姿勢を示していくことが重要
- ▶ 今後の国レベルの施策の検討に当たっては、国と地方の連携を通じ、地方自治体の知見を国の施策に反映するとともに、地方レベルの施策と整合的な制度とすべき

国民及び産業界の受容性を高める対話プロセスの充実

日本では、既に温対税が導入されているものの、その認知度は低く、また産業界からの反対も根強い。

諸外国の事例では、国民会議など多くのステークホルダが参画する下での議論を積み重ね、産業界とのコンサルテーションプロセスを重点的に行うなど、国民的な機運を醸成し産業界の

受容性を高める対話プロセスの重要性が示された。加えて、ある程度トップダウン的に、明確に政府の方針を示すことで、社会的なコンセンサスを得る事例も見られた。

日本でも、炭素税に対する認知度の向上及び産業界の反対緩和のため、国民、学識者、産業界、NGO 等の幅広いステークホルダを巻き込み、対話プロセスを積極的に実施することに加え、政府の強固で一貫した姿勢を示していくことが重要である。

国と地方の連携

日本では、東京都や埼玉県において既に排出量取引制度が導入されており、排出削減を実現しているところである。今後の国レベルの施策の検討においては、これらの成功事例との整合を検討していく必要がある。

諸外国では、特にカナダにおいて、国と地方の連携の顕著な事例が見られた。カナダではBC 州を中心に、2000 年代後半から州レベルのカーボンプライシングの事例が拡大し、知見が蓄積されてきた。2016 年のトルドー政権発足後、連邦政府が作業部会を設置し、州レベルの施策の効果や意義について詳細な検証を行ったことでこれらの知見が活かされ、連邦政府主導のもと、カナダ全州でカーボンプライシングの仕組みが導入されようとしている。ここでは、税収等の活用はすべて州政府の権限とすることで、各州固有の課題に対し税収を適切に活用できる仕組みとなっている。

日本でも、地方において既に一定の排出削減に成功している事例が存在し、制度の設計や運用、評価や改善についての知見が蓄積されていることから、今後国レベルの施策を検討していくに当たっては、これら地方自治体の知見を国の施策に反映するとともに、地方レベルの施策と整合的な制度とすることで、我が国全体として、より効果的な排出削減努力を進めていくことが重要である。